

広島森林管理署事案原因究明委員会報告書（概要）

1 事案の概要

- 平成23年8月から10月にかけて元広島森林管理署職員3人（職員（A）、職員（B）、職員（C））及び請負業者（有）D木材 代表取締役 D（以下「業者（D）」という。）が、森林整備事業の入札に関する加重収賄・贈賄等容疑で逮捕され、その後全員が起訴されて、平成24年1月には元広島森林管理署職員3人に対して有罪判決が言い渡され、同年2月2日には業者（D）に対しても有罪判決が言い渡された。また、別途、職員3人には懲戒処分（免職）が行われた。
- 近畿中国森林管理局では、本事案の事実関係を把握するため、職員に対する聴き取り調査を実施するとともに、第三者委員を含めた「広島森林管理署事案原因究明委員会」を設置し、発生原因の究明と再発防止策等について検討を行い、本日、報告書を取りまとめた。

2 聴き取り調査の概要

- 広島森林管理署職員（平成12年度以降の在籍職員）及び近畿中国森林管理局全職員に対する聴き取り調査を行った結果、36人が業者（D）からの飲食接待、中元・歳暮の受領等の倫理規程に違反する行為を行うとともに、14人が業者（D）に対して便宜供与を行ったことを確認した。

<非違行為の内訳>

○ <u>国家公務員倫理規程に違反する行為</u>	36人
・ 飲食接待	30人
・ 割勘飲食	5人
・ 中元・歳暮の受領	17人
・ その他物品等の受領	7人
・ 旅行	2人
○ <u>業務の不適正行為（業者に対する便宜供与）</u>	14人
・ 技術提案書の作成代行	2人
・ 競争参加資格確認申請書等の作成代行	4人
・ 予定価格等の漏洩	4人
・ 入札参加者情報の漏洩	2人
・ 事業完了届の作成代行	4人
・ その他便宜供与	3人
・ 社印の使用代行	10人

- (注) 1. 非違行為の内訳の人数は一部重複している。
2. 国家公務員倫理規程に違反する行為の36人には、逮捕された職員3人及び退職者1人を含む。
3. 無許可の割勘飲食は、平成17年3月以前の国家公務員倫理規程に違反する。

- 聴き取りでは、次のことが確認された。
 - ・ 飲食接待等は、すべて業者（Ｄ）からの誘いによるものであったこと
 - ・ 業者（Ｄ）が、飲食接待等を行い、職員に技術提案書等の作成や予定価格の漏洩を行わせていたこと
 - ・ 広島森林管理署内に（有）Ｄ木材の社印が預けられており、職員が社印を使用して書類作成の代行を行っていたこと
 - ・ これらの行為に関わっていたのは、広島森林管理署在籍職員のみであったこと

3 事案の発生の背景・原因

- 本事案が発生した背景・原因については、次のように分析した。
 - (1) **広島森林管理署の組織風土とガバナンス機能の欠如**
 - ・ 随意契約の時代から業者（Ｄ）を特別扱いする組織風土が形成され、これを背景として、長年にわたり業者（Ｄ）が職員に接待等を行うことで職員が業者（Ｄ）に便宜を図るという不適正な関係が継続していた。
 - ・ 多くの職員が業者（Ｄ）の接待等に応じていたにもかかわらず、署の管理職が事態を把握できず十分な指導も行われなかったという組織のガバナンス機能の欠如がみられた。
 - (2) **業者（Ｄ）からの巧妙かつ執拗な誘い**
 - ・ 職員に対する接待等の誘いは、すべて業者（Ｄ）からもちかけられたが、業務の打ち合わせと言ったり、他の職員も飲食していると言ったり、既に接待に応じている者を同席させるなど、巧妙で、職員が何度断っても誘い続けるなど執拗なものであった。
 - (3) **広島森林管理署の職員のコンプライアンス意識の欠如**
 - ・ 多くの職員が倫理規程等に違反することを認識しながらも、他の職員が接待に応じていることで業者（Ｄ）からの誘いを断ることができず、また、一度接待に応じていることで次の誘いを断れなくなるなど、職員のコンプライアンス意識が欠如していた。

4 再発防止策

- 今回の事案の発生の背景・原因の分析を踏まえ、事案の再発を防止するための方策を次のとおり取りまとめたので、近畿中国森林管理局において実施する。
 - (1) **コンプライアンスの強化**

広島森林管理署における業者（Ｄ）との長年の不適正な関係により形成された組織風土の下で、職員のコンプライアンス意識や組織としてのガバナンスが欠如していたことを踏まえ、職員及び組織の公務員倫理、発注者綱紀保持等に関するコンプライアンスの強化を図る必要がある。

 - ・ 毎年の農林水産省倫理啓発週間（例年7月）における全職員を対象とした倫理チェック、研修等の実施

- ・ 毎年の国民視点確認月間（9月）におけるリスクマネジメントの観点からの全局署における業務点検の実施
- ・ 倫理に関する処分事例、外部通報の内容等の職員への周知
- ・ 新たに就任する森林管理局部長、森林管理署（所）長及び次長に対する内部管理等に関する研修
- ・ 外部通報窓口の国民に対するわかりやすい提示
- ・ 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底
- ・ 職員に不当な働きかけを行う業者のHPでの公表
- ・ 職員の人事評価の機会を活用した倫理・コンプライアンスの確保等

(2) 森林管理署の業務の適正化

業者（D）からの依頼により、業者が作成すべき書類の作成代行や予定価格情報の漏洩が発生したことを踏まえ、業務の適正化を図るための業務手続き等の見直しを図る必要がある。

- ・ 造林事業、生産事業に係る郵便入札による試行的実施（近畿中国森林管理局）
- ・ 総合評価落札方式に関する事業体への説明会の開催、制度の趣旨の徹底
- ・ 入札等に関する質問の対応窓口の局への一元化及びHPでの公開
- ・ 発注者綱紀保持委員会及び入札監視委員会の機能強化、抜き打ち監査の実施
- ・ 予定価格の積算と決定の決裁の分離、決裁者の限定、積算資料へのアクセスの制限
- ・ 造林事業、生産事業の予定価格及び落札率の事後公表等

(3) 近畿中国森林管理局の森林管理署等に対する指導・監督の強化

近畿中国森林管理局の広島森林管理署に対する指導・監督が不十分であったことを踏まえ、森林管理署等における入札・契約業務等に対する近畿中国森林管理局の指導・監督の強化を図る必要がある。

- ・ 署職員が倫理に関する相談等を局に直接連絡する仕組みの創設
- ・ 外部通報等への対応ルールの徹底等

(4) 再発防止策の実施

- ・ 再発防止策は、実行体制の整ったものから順次実施していく必要がある。
- ・ 国家公務員倫理法等の違反職員（既処分者3人以上）に対しても、速やかに厳正な処分を行う必要がある。